

令和8年 富士見町 告示

第 29 号

富士見町乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施要綱をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、富士見町乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第 2 条 事業の対象となる児童は、次に掲げる要件をいずれも満たす児童とする。

- (1) 町内に居住していること。
- (2) 保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育施設等に通っていない 0 歳 6 か月以上満 3 歳未満の児童であること。

(実施時間及び事業を行わない日)

第 3 条 事業の実施時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 実施時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。
- (2) 事業を行わない日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、8 月 13 日から 8 月 17 日まで、12 月 29 日から 12 月 31 日まで、1 月 2 日から 1 月 4 日まで及び卒園式から入園式までの間とする。

(実施施設)

第 4 条 事業を実施する施設は、富士見町立富士見保育園とする。

(利用可能時間)

第 5 条 事業を利用することができる時間は、対象児童 1 人につき 1 月当たり 10 時間を上限とする。

(利用定員)

第 6 条 利用定員は、利用の希望状況や職員の配置状況などに応じて、町長が定める。

(資格の認定)

第 7 条 乳児等通園支援事業の利用を希望する対象児童の保護者は、富士見町乳児等支援給付認定に関する規則(令和 8 年富士見町規則第 8 号)に基づき、こども誰でも通園制度総合支援システム(以下「システム」という。)により、乳児等のための支援給付を受けるための資格の認定を受けなければならない。

(利用の方法)

第8条 前条に規定する認定を受けた保護者は、実施施設の職員と事前に面談を行い、事業を利用するものとする。

(費用の負担)

第9条 乳児等通園支援事業を利用した保護者は、対象児童1人につき1時間当たり300円を負担しなければならない。

(減免)

第10条 町長は、前条に規定する費用について、利用者の保護者が次の各号に該当すると認めるときは、減免することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活扶助を受けている世帯に属する場合

(2) 前号のほか、特に町長が認めた場合

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、システムにより町長に申請しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。